

美馬市市制20周年記念市勢要覧作成業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、美馬市市制20周年記念市勢要覧作成業務（以下「業務」という。）の受託事業者を公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務概要

- (1) 業務名 美馬市市制20周年記念市勢要覧作成業務
- (2) 業務内容 別紙「美馬市市制20周年記念市勢要覧作成業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和7年3月14日まで
- (4) 委託上限額 5,170,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 選定方法

公募型プロポーザル方式

4 参加資格要件

- (1) 対象事業について、令和6年度美馬市入札参加有資格業者名簿に登載されている者又は令和6年4月24日までに一般競争入札（指名競争入札）参加資格申請書（建設コンサルタント等）の提出があり、資格審査に合格した者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- (3) 美馬市建設業者等入札参加資格停止措置要綱（平成17年美馬市告示第62号）の規定に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- (4) 提出された書類に虚偽の記載がないこと。
- (5) 本プロポーザルへの参加者が、契約締結までの間に前各号の参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。
- (6) 受託前後を問わず、美馬市との連絡調整が緊密にできること。
- (7) 地方公共団体から市勢要覧作成委託業務の受注実績があること。

5 提出書類及び提出期限

(1) 公募型プロポーザル参加表明書

- ① 提出期限 令和6年4月24日（水）午後5時
- ② 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は簡易書留郵便に限る。）
- ③ 提出先 〒777-8577 徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地
美馬市役所 企画総務部 秘書人事課

④ 提出物

- ア) 公募型プロポーザル参加表明書（要綱様式第1号） …… 1部
- イ) 企業・団体等の概要が分かるパンフレット等 …… 1部

ウ) 定款、規約、会則、役員名簿等

… 1部

(2) 提案書等

- ① 提出期限 令和6年5月13日(月)午後5時
- ② 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は簡易書留郵便に限る。)
- ③ 提出先 5(1)③と同じ
- ④ 提出物

ア) 提案書(A4版・任意様式)… 正本1部、副本7部

※ 業務の具体的内容や実施方法を順序立てて説明する構成とし、業務スケジュール及び実施体制を記載すること。なお、実施体制には、管理技術者や業務主担当者などを明記すること。

また、美馬市市制20周年記念市勢要覧の構成について記載すること。

イ) 見積書(指定様式)及び積算明細書(A4版・任意様式)… 各1部

※ 消費税及び地方消費税(10%)込みの額を記載すること。

ウ) 市勢要覧作成の受注実績等に関する資料(A4版・任意様式)… 1部

※ 本市以外の市から過去5年度間に受注した実績をすべて記載すること。なお、その業務内容についても記載すること。

エ) デザイン案(A3版・任意様式)… 正本1部、副本7部

完成イメージのデザイン案について、表紙と裏表紙と任意の主要ページを作成すること。(A3見開き:5枚以内※表紙・裏表紙を含む)

6 質問の受付及び回答

実施要領、仕様書等に関して質問がある場合は、以下の要領で質問書を提出すること。

- ① 受付期限 令和6年4月18日(木) 午後5時
- ② 提出方法

質問書(別記様式1)を電子メールにより次の宛先まで送信した後、送信した旨の電話連絡を秘書人事課(担当:藤本)まで行うこと。

宛 先: E-mail: hisyo@mima.i-tokushima.jp

電 話: 0883-52-8006

- ③ 回答方法

質問への回答は、令和6年4月22日(月)までに美馬市ホームページの「入札情報」に掲載することとする。

7 選定方法等

美馬市市制20周年記念市勢要覧作成業務プロポーザル方式評価委員会(以下「評価委員会」という。)が提案内容について審査を行い、評価基準に基づく評価及び業務の最優秀提案者の選定を行う。

ただし、提出された見積書の見積金額が、委託上限額を超えている場合には、その提

案書は審査対象から除外する。

(1) 評価基準

評価項目	評価の視点	配点
業務内容及び受注実績数	過去5年度間に、本市以外の市から市勢要覧作成の受注実績があるか。(※1)	25
業務の理解度	仕様書の「2目的」を十分に理解した提案になっているか。(※2)	25
提案内容の的確性	美馬市内外の人々の興味、関心を引くための企画やアイデアに創意工夫があるか。 市を総合的に紹介する代表的な冊子としてふさわしいか。 ページ数は十分な分量を確保しているか。	55
デザイン案の技術、レイアウト	写真またはイラスト・図などを効果的に配置しているか。	35
	手に取って中を読みたいと感じる表紙となっているか。	15
コスト	次の計算式により配点する。 ・満点(15点) × (見積金額のうち最低金額 / 自社の見積金額) (※3)	15
姿勢・説得力	この業務に対する意欲が感じられ、提案内容に説得力があるか。	15
資料調達力・表現力	提案内容は分かりやすく、誤字・脱字等はないか。	15
評価点合計		200

※1 業務内容及び受注実績数を評価する。

※2 本市の主要施策の取り組みが分野別に紹介され、まちづくりの方針や市内の地域資源の魅力などが伝わる提案となっているかを評価する。

※3 小数点以下を切り捨てる。

(2) 審査方法

提案内容の審査については、原則としてプレゼンテーションにより実施する。

プレゼンテーションの日程は、令和6年5月22日を予定している。

なお、提案書提出期限において提案者が多数の場合は、書類による審査を実施する場合がある。(その際には別途通知する。)

(3) 選定及び結果の通知

評価委員会において、(1)の評価基準をもとに、(2)の審査方法により提案内容を総合評価し、全体を通じて事業を最も適切に遂行できると判断される事業者1者を最優秀提案者として選定する。審査結果については、各提案者に書面で通知する。

なお、最優秀提案者とならなかった者は、その理由について次により書面(任意様式)で市に対し説明を求めることができる。最優秀提案者とならなかった者から説明

を求められたときは、速やかに理由説明書により説明する。

- ① 提出期限 結果通知日の翌日から起算して7日（美馬市の休日を定める条例第1条に規定する市の休日を含まない。）以内
 - ② 受付時間 土、日曜及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで
 - ③ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、簡易書留郵便に限る。）
 - ④ 提出場所 5（1）③と同じ
- (4) 欠格事由

以下に該当する場合は失格とし、審査の対象から除外する。

- ・提出期限を過ぎて提案書等が提出された場合
- ・提案書等に虚偽の記載があった場合
- ・提案書の内容が仕様書の内容を満たしていない場合
- ・会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- ・審査の公平性を害する行為があった場合
- ・本項目7のただし書きに該当する場合
- ・その他、企画提案に当たり著しく信義に反する行為等があった場合

8 スケジュール

実 施 内 容	期 間 又 は 期 限
質問書提出期限	令和6年4月18日（木）午後5時まで
回答書の閲覧開始	令和6年4月22日（月）
参加表明書提出期限	令和6年4月24日（水）午後5時まで
提案書等提出期限	令和6年5月13日（月）午後5時まで
書類審査（提案者多数の場合）	令和6年5月16日（木）
プレゼンテーション・評価委員会の開催	令和6年5月22日（水）＜予定＞
提案者への結果通知	令和6年5月23日（木）＜予定＞

9 その他

- (1) 提案書等の作成及び提出に要する経費は提案者の負担とし、提出された提案書等は返却しない。
- (2) 提案報酬は支払わない。
- (3) 提出された書類は、選定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。
- (4) 本プロポーザルの実施に関する情報（参加者から提出された資料を含む）及び本事業の受託者から提出された資料については、美馬市情報公開条例（平成17年美馬市条例第230号）に基づき開示することがある。
- (5) 提案に当たり、知り得た情報を目的以外に使用し、又は第三者へ提供してはならない。

- (6) 本プロポーザルにおいて、提案者が1者のみである場合でも、評価委員会において審査及び評価を行う。ただし、7(1)による評価点の合計が120点未満の場合は、7(3)による選定は行わないものとする。
- (7) 審査結果に関する異議は、一切受け付けない。
- (8) 本プロポーザルに関し、本要領で定めるもののほか必要な事項は、美馬市契約事務規則(平成17年美馬市規則第39号)及び競争契約入札心得に基づいて行う。